

浜松市博物館施設の利用許可に係る審査基準及び処分基準

(目的)

第1条 この要綱は、浜松市博物館条例(昭和54年浜松市条例第34号。以下「条例」という。)に基づく申請に対する処分及び不利益処分を行うに当たっての審査基準及び処分基準を定めることにより、処分の公正の確保と透明性の向上を図り、もって条例の適正かつ円滑な執行を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例及び浜松市博物館条例施行規則(昭和54年浜松市教育委員会規則第3号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

(利用の許可に係る審査基準)

第3条 条例第8条に基づく利用の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合は除くほか、これを行わなければならない。

- (1) 利用の申請が他の利用と競合する場合
- (2) 利用予定人員が施設の収容人数を超える場合その他施設の機能によっては申請者の利用目的を達成することができないと認める場合
- (3) 施設の定期点検その他管理上必要な事由により施設を利用することができない場合
- (4) 条例第10条の規定に基づき利用を制限する場合

2 条例第10条第1号に規定する「公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき」とは、博物館における集会の自由を保障することの重要性よりも、博物館で集会が開かれることにより、人の生命、身体又は財産が侵害され、公共安全が損なわれる危険を回避し、防止することの必要性が優越する場合をいい、その危険性の程度としては、単に危険な事態を生ずる蓋然性があるというだけでは足りず、明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見されることが必要である。

(平成7年3月7日最高裁)

3 条例第10条第2号に規定する「施設、設備、展示品等を損傷するおそれのあるとき」とは、主催者又は主催者の呼びかけにより集まった者による直接的又は間接的行為により、施設、設備、展示品等に重大な損傷を与えることが予見される場合をいう。

4 条例第10条第3号に規定する「管理上支障があると認めるとき」とは、主催者が集会を平穩に行おうとしているのに、その集会の目的や主催者の思想、信条

等に反対する者らが、これを実力で阻止し、妨害しようとして紛争を起こすおそれがあって、警察の警備等によってもなお混乱を防止することができないなど特別な事情がある場合をいう。(平成8年3月15日最高裁)

(使用料の後納に係る審査基準)

第4条 条例第9条第2項に規定する「市長が特別の理由があると認めるとき」とは、次に掲げる場合をいう。

(1) 国又は地方公共団体が使用料を納付する場合

(使用料の減免に係る審査基準)

(使用料の還付に係る審査基準)

第5条 条例第12条に規定する「特別の理由があると認めるとき」とは、次に掲げる場合をいう。

(1) 天災、事故等により、博物館の施設の利用が困難となった場合

(2) 主催者の急病、事故等により催事の開催が不可能となった場合

(利用許可の取消しに係る処分基準)

第6条 条例第14条第1号に規定する「この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 条例第9条第2項の規定に違反して使用料を納付しないとき。

(2) 条例第13条の規定に違反して利用の権利を譲渡し、又は転貸したとき。

(3) 規則第7条各号に規定する遵守事項に違反したとき。

(4) 規則第8条の規定による職員の入室を拒んだとき。

2 条例第14条第2号に規定する「管理上支障があるとき」とは、第3条第4項に規定する場合をいう。

(標準処理期間)

第7条 浜松市行政手続条例第5条の規定による標準処理期間は3日間とする。

附 則

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

この要綱は、平成21年2月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。